

イラン・イスラム共和国憲法

西 修

一九七九—八〇年におけるイランは、まさに激動の真只中にある。すなわち七九年一月のペーレビ国王の国外退去、二月のホメイニ師帰国、バザルガン暫定革命内閣成立、三月の共和国移行など政治体制そのものが一大転換したのを皮切りに、旧体制支持者に対する過酷なまでの処刑（七九年中には約五〇〇人が死刑を執行されたと伝えられている）、アメリカ大使館員の人質、イラクとの戦争（八〇年九月）など世界の耳目を欹立たせるに十分な事件が相次いで起こっている。

憲法の制定についても、七九年八月の制憲議会（専門家会議）選挙に関し、ホメイニ支持派と反対派の鋭い対立があつたが、選挙でホメイニ支持派が圧勝したことにより、同派の強力な指導の下で制憲作業が進められ、一一月には草案が完成、一二月

二日および三日に国民投票に付された。ただしこの国民投票の結果（投票率、賛否の比率）、憲法の公布日などについては、公式の発表が一切なされておらず、わが国の外務省もこれらのデータを全くつかんでいないという異常ぶりである。

さて憲法の内容は、一読して分るよう、イスラム教の教義を憲法の上位に置き、その宗教の指導者を国の中の最高の指導者とし、ほとんど全権を掌握せしめている点に最大の特色がある。たとえばこの憲法の目的を「イスラム教の氣高い価値観に基づいて、人が能力を伸し、成長することができる条件を創ることにある」（前文）とか、イラン・イスラム共和国の根本原則を「唯一神とその神の意思への服従、神の正義」（二条）などに信をおく体制であると規定したことに端的にみられる。ホメイニ

師は、「イスラム政府とは、神の法によつて国民を統治する政府のことである。この政府の運営では、主権はもつばら神に属し、法は神の意志と命令によつて構成される。イスラム教の神の法、神の命令は、無条件にすべての人間とイスラム国家を支配するのである⁽¹⁾」と述べているが、このような思想に従えば、

イスラム教が憲法に完全に優位することになる。もつともイスラム教と憲法のかかる優位関係は、イランに特有のものではなく、イスラム圏諸国憲法に共通のものではある。⁽²⁾しかし第八部に「最高指導者又は最高指導者評議会」を置き、これが国家の最高の指導者として統治の全権を握るとした点は、全く特異である。すなわちこの最高指導者は、当面ホメイニ師であることが明定され（一〇七条）、大統領当選者の確認と解任、軍の最高司令官として軍最高幹部の任免（一一〇条）など多大の権限が付与されているのである。このようなことから、新体制下の最高指導者を、旧ペーレビ体制下のシャー以上の絶対権力を保有しているとみるべきであるとの見方もなされている。⁽³⁾

右のような内容を有する憲法については、シーア派イスラムの一方の旗頭であるアヤトラ・シャリアトマダリ師は、宗教指導者は政治に深く関与すべきでないと立場から、強く反対を

表明しており、ホメイニ師が八〇歳に近い高齢であること、内政がいたつて流動的であることなどから、新憲法の運命がことのほか注目される次第である。

（1）ルーホッラー・ホメイニ著、清水学訳「ホメイニわが闘争宣言」（一九八〇年、ダイヤモンド社）、同著、共同通信社訳「ホメイニわが革命—イスラム政府への道」（一九八〇年、共同通信社）参照。

（2）中東諸国におけるイスラム圏諸国の憲法については、浦野起央・西修編著「資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史、第七卷憲法資料中東」（一九七九年、パピルス出版）を参照されたい。

（3）飼牛康彦「イスラム保守派独裁のイラン新憲法」（朝日ジャーナル一九七九年一二月二一日号）。

イラン・イスラム共和国憲法

「憐み深く、慈悲深い神の御名において」

前文

イラン社会の真の文化、社会、政治及び経済の基本としての

イラン・イスラム共和国憲法は、イスラム社会の眞の熱望を反映したイスラム的原理と戒律に基礎を置くものである。

イランの偉大なイスラム革命、及びその発端から最終的勝利までに至るイスラム教徒の闘争の精隨は、あらゆる階層の国民の確固たる果敢なスローガンに結晶して、この根本的な熱望を明確化してきた。その偉大な勝利の前衛に位置するわが国民は、いま、そのすべての力をもってこの熱望が実現されることを求めている。

前世紀のイランにおける他の諸運動に比して、この革命の基本的な特徴は、そのイスラム的な内容である。即ちイラン国民は、反専制の憲法闘争と、石油の国有化を目指した反植民地主義闘争を経た後に、次の貴重な教訓を学んだ。即ち、これらの運動が成功しなかつた根本的な理由は、その闘争に指針となる哲学がなかつたということである。

イランの最近の運動は、イスラム主義的思想を持ち、この点に関して僧侶の指導性が大きな役割を果していたにもかかわらず、その闘争が眞のイスラム的位置から逸脱したために、成功しえなかつた。

この時点以降、国民の良心は、イマム・ホメイニ師の指導の

下で、眞のイスラム哲学に従う必要性を理解した。イランにおいて、知識人や著述家と同じく、常に国民の運動の最前線にあつた戦闘的な僧侶は、この時新鮮な衝撃を受けたのである。(イラン国民の新たな闘争の開始は、イラン暦一三四一(西暦一九六二)年に合致する太陰暦一三八二年である)。

運動の前衛

専制体制の基盤を増強し、世界帝国主義に対するイランの政治的、文化的、経済的従属性を強固ならしめることを目的としたアメリカの陰謀であった「白色革命」に対してイマム・ホメイニ師は鋭く抗議したが、そのことこそ、国民の一一致団結を生み出したものであつた。その結果、イラン社会の偉大な、流血の革命がイラン暦一三四一(西暦一九六三)年ホルダード月に開始された。事実、それはこの反乱の開花した出発点でもあり、革命の核心としてのイマム・ホメイニ師のイスラム的指導性が確立された時でもあつた。

屈辱的な屈服条約(合衆国の軍事顧問に法律上の特権を与えていた)に対して反対したために、師はイランから亡命を余儀なくされたにもかかわらず、イマム・ホメイニ師と国民の間の

忠誠の絆は、さらに強まつた。イランのイスラム教徒人民、とりわけ知識人と僧侶たちは、投獄と拷問、処刑、亡命の真只中につけて鬭争を続けた。

一方、社会の有識かつ有責の部門にある人々は、彼らの大学や寺院の根拠地から、世論を啓発する役割を続けていた。彼らは、イスラム教の革命的な教義に鼓舞され、イラン国民の自覚を高めるという実り多い努力を始めた。

専制体制はすでに、大学、寺院、コムのフェイジッヒ神学校、その他の革命の中核部を攻撃することによって、このイスラム運動を圧殺することを決定していくが、国民の怒りから身を守るために、最も野蛮で悪辣な手段に出た。

銃殺、すさまじい拷問、長期投獄刑、これらは、イランのイスラム教徒人民が犠牲もかえりみず鬭争を続行する献身性の証しとして支払い続けたものである。

「アラーは偉大なり」の叫びとともに軍隊によつて銃殺されたり、街頭で標的となつて殺された幾百という革命の大義に忠誠を尽した若い男女の流した血は、革命を休みなく前進させた。革命の種々の様相について、絶え間なく送られてくるイマム・ホメイニ師の宣言やメッセージは、この鬭争に奥行と深み

とを与えた。

イスラム政府

専制体制の抑圧が頂点に達した時、イマム・ホメイニ師によつて提示された僧侶による統治という概念に基づいたイスラム政府案は、イスラム教徒に対し、鬭争を継続する上で明確であいまいさのない動機を与え、国内外で闘う者の努力を結集させることとなつた。

斗争は衰えることなく続いた。そして国内において無辜の民に対して続けられる弾圧への全般的な不満と公然たる怒りは、世界的な規模での斗争の反響とともに、前政権の基盤を揺さぶり、ついにイラン国民への弾圧を緩和させるほどにまでなつた。体制を完全かつ全面的な崩壊から救い出すために、「開かれた政治的環境」なる時代が最後の瞬間に採り入れられた。しかし、国民は、師の確信に満ちた断固たる指導の下で、さらに拡大した水準へと恐れずに鬭争を継続する決意を固めていた。

国民の怒り

僧侶、とりわけイマム・ホメイニ師を侮蔑する西暦一九七七年

年一月七日の書簡の公表は、革命闘争の勢いを強め、国民の怒りを爆発するまでに高めた。專制体制は、爆発する国民の怒りを残忍な暴力に訴えて鎮圧しようとしたが、そのような措置は革命の炎に油をそそぐ結果となつたばかりか、国民の怒りはさらに一層高まつた。

あらゆる社会階層の男女の団結、抗議の行進及び示威行動への国民の参加、これらは闘争勝利の大きな要素である。ある者は腕に赤子を抱いて、またある者は恐れ気もなく銃剣や機関銃に立ち向い、このようにして女性たちが貢献した強大な力はどうに評価しても評価しすぎることはない。

国民の支払つた代価

革命という樹は、六万人を超える犠牲者と、何十億レアルという物質的損失を一年間の闘争中に出した後に、ついに「独立・自由・イスラム政府」の叫びの真只中で根を下した。

忠誠、目的の一致、闘争が危機的な段階にあつた際の断固たる指導性——これらを依り所とするこの偉大な運動は、帝国主義者どものあらゆる計算をみごとに粉碎し、全世界の人民の闘争において新たな一頁を切り開いた。

イラン暦一三五七年バハマン月二一日及び二二日こそは、イランにおける君主制、專制、他国による支配の崩壊を刻印した歴史的な日々である。イラン国民は、宗教的指導者とともに、投票者の九八・二パーセントがイスラム共和国支持を示した国民投票によって、イスラム共和国樹立の確固たる明白な決意を表明した。

社会における政治的、社会的、文化的及び経済的諸関係の表現として、憲法は、現時点において、イスラム政府の基礎の地固めのために、そしてまた前専制体制の廃墟のあとにわが国の政府を樹立する新たな計画の提示のために、途を開くものでなければならない。

イスラム教における政府の方法

イスラム教の観点からすれば、政府はいかなる階級的差別の產物でもなければ、社会のあるグループ、ある階級の至上権の產物でもない。それどころか、それは共通の理想と目的へ向つて前進しうるように自らを組織していく国民の政治的目標である。しかしてその共通の理想と目的とは、神へと向う運動にはならない。

わが国は、革命的昂揚の過程において、全世界を抱擁するイスラムの文化に回帰するために、自ら專制体制の汚物を拭い去り、他国の文化と思考方法を取り去つた。イスラム教の教えという確たる基盤の上に、模範的な社会を築く緒に着いたのである。

イスラム共和国の憲法の目的は、イスラム教の氣高い価値観に基づいて、人が能力を伸し、成長することができる条件を創ることにある。

全てを奪われていた人々が自らの抑圧者に勝利するための運動であったイラン革命のイスラム教的内容に正当な考慮を払い、本憲法は、この革命の継続のために国内的及び国際的な基盤を用意するものであり、とりわけ、統一された世界共同体の来臨のための道を準備するために、他のイスラム教国との関係を進展させるための基盤を用意するであろう。

この偉大な運動の現実に基づき、本憲法は、あらゆる形態の社会的、あるいは知的な抑圧、経済的な搾取を廃絶することを保障するものである。専制体制を打破しそるに当たつて、本憲法は、国民の運命を自らの手に任せんべく努めるのである。

我々の社会の基盤として新たな政治的基礎を築くに際して、

清廉潔白で正直な人物が政府の指揮をとり、すべての法律は、コーサンの教えと伝統に従つて決定されるであろう。

それゆえ、政府に公正さを保証するために、信仰深い博識なイスラム教学者による真剣かつ細心の監督が必要である。イスラム政府の目的は、人が一層高貴な自己へと成長し、神性の領域に到達することを可能とするために、すべての人間の才能、隠れた能力の開花のための土壤を準備することにある。この目的的の達成は、わが社会のすべての成員が、政府へ活潑かつ広範囲に参加することによってなされなければならない。

憲法は、政治的決定作成のすべての段階において社会のすべての成員が参加しうるような基盤を用意するであろう。なぜならば、人類の進歩発展において、すべての個人が社会の成長と発展の中で育てられていくからである。現実にこれは、剝奪されてきた人々の政府を実現することになる。そしてそれは、コーサンがこの世の剝奪され、抑圧された人民に約束していたものである。

僧侶による統治

憲法は、僧侶のグループの指導性を認める基盤を準備するで

あらう。そのグループの成員は、国民に個人的に知られ、かつ

尊敬されているものとする。それは僧侶が、様々の政治組織が彼らの真のイスラム教的任務と義務から逸脱しないよう保護するためである。

経済はそれ自体が目的ではなく、むしろ目的のための一手段である

人間社会の成長と発展の過程において、イスラム経済の強調すべき原理は、富の集中と利潤の追求を目的とする他の経済体制とは異なり、すべての人間の心要性を充足するという点にある。

物質主義指向型の社会においては、経済はそれ自体が目的となり、それゆえに経済的発展の各段階において、経済は、破壊・腐敗・損失の要素となる。しかしイスラム教においては、経済は、人間を神に一層近づけるという目的の達成に使用されるべき道具なのである。

右の見解に基づいて、イスラム政府の経済計画は、様々な人

間の創造力を顕現させるための基盤を準備するであろう。それゆえ、人間の欠乏を充足することと同様、均等な教育及び雇用の機会を用意することも、イスラム政府の責任の範囲内に入る

ものである。

女性の地位

イスラム教に基づく社会的政治的基盤が樹立されるとともに、今日まで他国の植民地主義並びに搾取に苦しめられていた人々は、自らの尊厳を取り戻し、再び眞の人間としての自らの存在を見い出すであろう。

この点に関して、前專制体制の下でとりわけ卑しめられ、苦しめられてきた女性は、より大きな自由を享受するとともに、より大きな責任を引き受けることになるであろう。

家庭は、社会の基本単位であり、教育、人間性と人格の形成及び発展がなされる主要な場である。イスラム教の観点からは、家庭内において社会的調和を保つことは、文明的な存在にとって基本的原則の一つである。社会的調和と尊厳性を獲得するためには、適切な設備を準備することは、イスラム政府の義務の一つである。

そのような条件下で、女性はもはや單なる性的快楽の対象とか、あるいは利潤や消費統計にとりつかれた経済学者の手中の道具と見做されることはないであろう。それどころか、社会の

真の尊敬をかち得て、我々の共同体内に栄誉ある地位を占め、将来の世代の母及び教師としての役割を引き受けるであろう。

軍 隊

国の防衛力の設置に当たっては、イスラム教の教義と、イスラム教の原則における信仰に格別の注意を払わなければならぬ。この点をふまえ、イランにおけるイスラム軍及び革命軍は、単に国境を防御し安全を保証するためばかりではなく、神の名において、全世界に神の法がうち立てられるまで、聖戦を闘い抜くためにも組織されるのである。

司 法 部

イスラム教の教義から逸脱することを防ぐためばかりではなく、国民の権利と自由を守るという観点からも、司法部を設置する問題はきわめて重要である。このために、イスラム教の原理を十分に熟知している裁判官から成る司法制度がイスラム的正義を執行するために設立されるものとする。

この制度は、それがもつ決定的かつ基本的な重要性ゆえに、他の政治部門とはいっさいの不健康な結びつきをもたない

政府の行政部門は、イスラムの法と教義を遂行する上でその特別の意義と、非常に重要なイスラム教の目的の達成を可能にしうるその役割のゆえに、專制体制の産物であるはなはだしい官僚機構を強く拒絶し、かつ効果的で迅速なやり方で国民に対する義務を果す努力をするものとする。

マス・メ デ ィ ア

マス・メディア（ラジオとテレビジョン）は、イスラム文化に奉仕するものでなければならない。また社会にある種々の異なる見解及び思想の健全な交換を通じて十分に利益を引き出すものでなければならない。逸脱的、破壊的、かつ反イスラム的題材の普及は、厳しく慎しまなければならない。

すべての個人は、その最大の目的が人間性の自由であるような原理に従う道徳的義務を有するものである。我が国民は、公務を遂行する誠実で経験ある人物を選び、彼らの仕事を監督することによつて、その社会が世界の他の人々にとっての手本・

といふことが根本である。

模範とされるようになる希望をもつて、イスラム社会の創造に積極的に参加することが、根本的に重要なことである。

代議員

国民から選ばれた代表者から成る専門家の会議は、各種国民のグループが提出した案及び政府の草案を検討し、今世紀が全世界の被抑圧者の勝利と抑圧者の敗北の証人となることを熱い思いで願いつつ、予言者モハメッドのヘジラ一四〇〇年記念の前夜に、十二部一七五条の原則から成る憲法の検討を完了した。

第一部 一般原則

第一条 イランの政体は、イスラム共和制とし、イラン国民はコーランの正義への確信に基づき、かつアヤトラ・イマム・ホメイニ師の指導の下で勝利した革命に引き続き、イラン暦一三五八年ファルワルディーン月一〇日及び一日に行われた国民投票において、九八・二パーセントという大多数で承認したものである。

第二条 イスラム共和制は、以下のものに信を置く体制であ

る。

(1) 唯一神と、その神の意思への服従

(2) 神託と、人間の法におけるその基本的な役割

(3) 復活の観念と、人間の進歩におけるその役割

(4) 神の正義

(5) 永遠の指導と、イスラム革命に永続性を与えるその役割

(6) 神の眼前における責任と結合した寛容、人間の生命の尊重、及び自由。

第三条 イラン・イスラム共和国政府は、第二条に定められた目的を達成するために、以下の義務を果たすに当たり全力をあげて努力する責務を有する。

(1) 悪徳と邪惡のすべての示威に対する闘争において、道徳的の徳目を進展させるに相応しい環境を創る。

(2) マス・メディア及び新聞を適切に利用することにより、あらゆる領域における大衆の認識の水準を高める。

(3) すべての市民のために、無償教育及び身体訓練の設備を調達する。

(4) 研究センターの設立により、科学・技術・文化及びイス

ラム教の分野における事業及び研究の精神を奨励する。

(5) イランにおける植民地主義及び他国の影響を拒絶する。

(6) あらゆる領域において、独裁政治、絶対主義を排除する。

(7) 政治的及び社会的自由を保障する。

(8) 国家の政治的、経済的、社会的、文化的運命の決定に際してすべての国民の参加を確保する。

(9) 生活のあらゆる領域における差別を廃絶する。

(10) 適正な行政機構を創設し、重要でない組織を廃絶する。

(11) 国防力を増強する。

(12) 貧困を廃絶し、住宅、保健医療施設、栄養物、雇用及び社会保障を供給することを通して、福祉を充実させることに、

イスラム経済の基礎を置く。

(13) 技術、農業及び軍事用器材の自給自足体制を達成する。

(14) 何よりも法の前における男女の平等を確保する法的保証を規定する。

(15) すべての人間の間に、イスラム教の同胞愛を拡大し、かつ強固にする。

(16) あらゆるイスラム教徒に対する同胞としての義務という

イスラム的規準、並びに全世界の抑圧され、略奪された民族への無条件的支持を基盤とする外交政策を確立する。

第四条 民事、刑事、財政、経済、行政、文化、政治及び軍事の細則を含め、すべての法律及び規則は、イスラム教の原理に基づいたものでなければならない。この原理の解釈は、憲法擁護評議会の宗教法律学者の責務とする。

第五条 ハズラット・バリエアスル、イマム・メヘディ師がない場合には、社会の最高指導は、公正で信心深く、博識、勇敢、進取的であって、かつ大多数の国民によって彼らの比類なき指導者としての尊敬をかち得ている宗教法律学者に委ねられる。右のような人物が見出せない場合には、社会の指導は、資格のある宗教法律学者からなる最高指導者評議会に委ねられる。

第六条 イラン・イスラム共和国において、公共の事項の処理は、総選挙における選択を通じて表明される一般大衆の意思に従つてなされなければならない。

第七条 コーランの教えに基づき、国会、州議会、市、区、地方の各議会は、わが国における意思決定母体である。

第八条 イラン・イスラム共和国において、悪から遠ざか

り、善へ近づくことは、すべての市民の義務である。すべての市民が互いに歩みより、政府に近づき、また政府は市民に近く義務がある。

第九条 自由、独立、團結及び領土の保全は、イスラム共和国において不可離であり、これらを保障するのは政府と国民の義務である。何びとも、またいかなる機関も、人から自由と基本的権利を剝奪することはできない。

第十条 家庭は、イスラム共同体の基本単位であるゆえに、すべての法律及び規則は、イスラム教の道徳に基づく家庭の尊厳を保護し、保障し、かつ擁護するものでなければならぬ。

第十二条 すべてのイスラム教徒は、单一の民族であり、イラン・イスラム政府は、イスラム世界の政治的、経済的、及び文化的結合の達成に努力しなければならない。

第十三条 イランの国教はイスラム教とする（ジャファリ・アマ・アシャリ）。この原則は不滅であり、変更不可能とする。他の宗教は、十分な尊敬を受け、その信奉者は、結婚、離婚、相続及び遺言などの際ににおける宗教的義務や儀式を遂行する完全な自由を享有する。

第一十三条 ゾロアスター教、ユダヤ教及びキリスト教のイラン人は、公認宗教の少数派であり、法律の範囲内でその宗教的儀式を行う完全な自由を有する。

第一十四条 イスラム共和国政府及びすべてのイスラム教徒は、非イスラム教徒に対し、正義と善意に基づいて遇する義務を有する。この原則は、反イスラム教でなく、かつイランに謀反を企てない者に対してのみ適用されるものである。

第二部 公用語、公用暦及び国旗

第一十五条 イランの公認かつ共通の言語は、ファルシ語（ペルシア語）であり、あらゆる公文書、通信文及び教科書において使用されるものとする。但し、新聞及びマス・メディア並びに学校教育においてファルシ語とともに地方語及び土着の言語を使用することは、完全に自由とする。

第一六条 コーランで使用される言語はアラビア語であり、ペルシア文学はこの言語で弱められているという事実に鑑み、すべての学校、教室及び課程において初等教育の終りから中等教育の終了までアラビア語が教えられるものとする。

第一七条 国の公用暦は予言者モハメドのヘジラに基づくも

のとする。太陰暦・太陽暦の双方ともに有効とするが、すべての政府機関の公用暦は、太陽暦とする。週の公休日は、金曜日とする。

第一八条 共和国の国旗は、緑・白・赤の三色旗で、「神は偉大なり」の言葉を入れた共和国の特別な印を描いたものとする。

第三部 国民の権利

第一九条 すべてのイラン国民は、同等の権利を享受し、人種、皮膚の色、言語、又は信条を理由に差別を受けることはない。

第二〇条 男性と女性は法の前に平等であり、等しく人間としての政治的、経済的、社会的、文化的権利を享受する。

第二一条 女性の権利をあらゆる点において擁護するため、政府は、以下の義務を有する。

- (1) 女性の徳性及び人格を発展させるのに必要な条件を創り出し、道徳的、財政的権利を回復する。
- (2) 母親、特に妊婦並びに身寄りのない婦人を保護する。
- (3) 生活の資の稼ぎ手を失った家族を保護する。

(4) 生活を支える手段のない寡婦及び老女へ特別な保険を設ける。

(5) 相応の母親たちが、孤児及び家のない子供を引き受けることを可能にする。

第二二条 法律によって別段の規定が設けられる場合を除き、すべての個人の生命、尊厳、権利、財産及び職業は、法律でこれを保障する。

第二三条 思想の自由は、神聖不可侵であり、何びとといえども、単にその見解及び思想を理由に、逮捕、又は譴責されることはない。

第二四条 国民の権利が保障され、かつイスラム教が侮辱されない限りにおいては、新聞はいかなる見解及び思想をも報道する自由を有する。

第二五条 合法機関の明確な要求によって行われる場合を除き、通話の盗聴、録音、書簡の盗み見、開封、テレックス及び電信の内容の開陳、検閲、並びに隠しマイク装置の使用は、すべてこれを禁止する。

第二六条 独立、自由、団結及び共和国のイスラム的諸原理が侮辱されない限り、政党、政治団体、組合、ギルド、イスラ

ム教の団体及び少数派宗教の団体の結成は、自由とする。何びとも、ある党派への加入を強制されることはなく、また党派又は組合の一員であることを放棄させられることもない。

第二七条 イスラム教の諸原理が侵されない限り、集会及び示威行進を組織することは、合法的に認められる。

第二八条 何びとも自己の選択する職業に就く権利を有する。但し、当該職業が他人の権利、イスラム教の諸原理、又は国家の利益に反する場合はこの限りでない。政府は、全市民に等しく就職の機会を創る義務を負う。

第二九条 すべての市民は、老齢年金、失業保険、身体障害支給金、災害保障及び保健医療施設の自由な利用などの社会保障及びその特典を享受する権利を有する。

政府は、公の基金を適切に、かつ思慮深く使用することにより、国内のあらゆる人々に前述の便宜を提供する法律上の義務を負う。

第三〇条 政府は、すべての市民が中等教育を完了するまで無償の教育施設を提供する義務を有する。

第三一条 自らの必要性と要求に合致する家屋を所有する権利は、すべてのイランの家庭及び個人の正当な権利である。労

働者及び地方の住民のような最も切実な必要性のある者に優先権を与えることを基本として、政府はこの原則を達成するための基礎を準備する義務を有する。

第三二条 法律で別段の規定をするほか、何びとも恣意的に逮捕されることはない。逮捕の際には、被逮捕者に直ちに逮捕の理由を告げなければならない。被疑者の事実記載書は、最高二四時間以内に法定機関へ送られ、可能なかぎり速かに予審のための準備がなされなければならない。この原則に対するいかなる違反も、法律により処罰される。

第三三条 法律で別段の規定をするほか、何びとも、その居住地から追放もしくは放逐され、又はその意思に反してある特定の場所へ住むことを強制されることはないものとする。

第三四条 法の定める上級審へ訴える権利は、何びともの正当な権利である。共同体のあらゆる成員は、裁判所に出訴する自由を有し、何びとも当該出訴を拒絶されることはない。

第三五条 すべての裁判所において係争中の当事者の双方は、訴訟に当たる法定弁護人を指名することができる。法定弁護人を得る財政的手段に欠ける者には、この点に関し法律の定める援助を得る権利が与えられる。

第三六条 刑罰は、国法に基づき、法廷によってのみ下される。

第三七条 すべての人は、その罪が法廷においてあらゆる疑問の余地もなく立証されるまでは、法律の眼中において無罪と見做される。

第三八条 情報又は自白を引き出すために暴力及び身体的拷問を加えることは、法律によってこれを禁じる。暴力又は拷問を加えることによって強制的に得られた自白は、法廷においてこれを証拠として承認されない。この原則に対するいかなる違反も、法律によって処罰される。

第三九条 収監中又は法律に基づいて逮捕されている者は、尊厳を傷つけられたり、侮蔑を受けることはないものとする。この原則に対する違反は、法律によって処罰される。

第四〇条 法律の定める行為を遂行するに当たり、何びとも、他人の権利を侵したり、公共の利益を愚弄したりすることはできない。

第四一条 公民権に対する権利は、あらゆるイラン人の有する権利である。特別に個人によって要求されるか、又は当該個人が、自己の選択により他国の公民権を取得する場合を除き、

政府はいかなる市民からも、その公民権を剥奪することはできない。

第四二条 外国人は、イランの法律の範囲内において、イランの公民権を取得することができる。このような個人の場合、みずからの人権により、又は他国政府もしくは他国が彼らに公民権を与える場合には、その者からイランの公民権を剥奪することができる。

第四部 経済及び財政問題

第四三条 国家の経済的独立を保証し、貧困及び社会的剥奪を根絶するという観点から、イラン・イスラム共和国経済は、その考慮の基礎を以下に置くものである。

(1) 住居、食物、衣類、保健医療手当、教育のための人間としての必要性の充足並びに家庭を営むための条件の創設。
(2) 無利子貸付金の設置、又は共同作業を利用することにより、働くことのできるあらゆる市民、特に働くことができるにもかかわらず、適切な雇用が得られない者に対し、雇用の機会を創設する。

(3) 全日制雇用に従事することに加え、すべての個人が道徳

を高め、社会的に発展し、また国家の指導と經營に参加する時間と機会を持つことができるような方法で国家の經濟計画を樹立する。

(4)

職業選択における個人の自由を尊重し、他人の労働の搾取を止める。

(5)

高利貸し、買いだめのようなすべての非合法的かつ不正な商行為及び独占事業の設立を禁じる。

(6)

資本投資、生産、分配及び財の供給を含む、經濟のあらゆる分野における資源の損耗を回避する。

(7)

經濟發展に貢献すべく、熟練技術者の訓練のため科学及び技術を開発する。

(8)

他国によるこの國の經濟支配を防止する。

(9)

我国の必要と要求に見合うべく、農業及び工業生産の促進を強化する。また、この点に関しては国家が自給自足の水準に到達することができることを目指すものとする。

第四四条 イラン・イスラム共和国經濟は、公的部門、私的部門及び共同部門の各部門に基礎を置く。

公共部門は、すべて大規模かつ基幹産業、外国貿易、大鉱山、銀行、保険、大灌漑網、ラジオ及びテレビジョン、郵便、

電信電話、航空、航海及び鉄道から成り、これらの所有権については、政府の責任下にある。

共同部門は、イスラム教の原理に基づいた協同組合及び共同組織から成る。私的部門は、農業、工業、家畜飼育、商業、及び政府の經濟活動を補完する業務の各部分から成る。經濟のこの三部門における所有権は、本第四部の他の原則に合致し、かつイスラム法に違反しない限り、イラン・イスラム共和国における法律の十分な保護を享受するものである。

第四五条 所有者のいない土地、鉱山、海、湖、川、山、村、森林、水田及び未開墾地のような國家資源は、イスラム政府の所有する公共の財産である。政府は国家利益にそって、それらを利用する最善の方法を決定する。

第四六条 すべての個人は、自らの労働の生産物の正当な所有者であり、何びとも、その果実の何物をも奪うことはできない。

第四七条 私的所有権は、それが正当なものである限り、法律によって完全に尊重される。

第四八条 經済及び国の資源の配分、又は天然資源の利用において各地方間に差異はないものとする。すべての地方は、各

々の潜在的 possibility を發展させる等しい機會を有するものとする。

第四十九条 政府は、高利貸し、賄賂、窃盗、とばく、不正な商行為、基金の横領、未開墾地の売上金及び売春宿から得たすべての金銭を充當する義務を有する。そのような金銭は正当な所有者へ返却されるか、又は公共基金へ編入されるものとする。

第五〇条 現世代及び将来の世代が住まなければならない自然環境の保護は、全市民の公共義務である。環境に対し修復不可能な損失を引き起すいっさいの経済活動は、厳しく禁じられる。

第五一条 租税は、法律に基づいてのみ徴収される。税金のいかなる免除も、法律に基づいて行われなければならない。

第五十二条 国家年次予算案は、政府によって作成され、承認を受けるために国会に提出されるものとする。予算案のその後のいかなる変更も、法律に基づかなければならない。

第五十三条 すべての政府歳入は、国庫の会計に繰入れられ、すべての歳出は、法律によって承認された貸付金配分の範囲内でなければならない。

第五十四条 国家の会計検査院は、国会の監督の下に直接におかれて、その本庁は、テヘランに設けられる。

第五十五条 支出が、貸付金配分を超過しないことを確保するために、会計検査院は、国家予算から割当を受領するすべての政府部門、組織及び法人の帳簿勘定を検査するものとする。その年次報告書は、国会に対して直接に提出されるものとし、一般公衆が入手できるものとする。

第五部 国民の主権

第五十六条 人間と世界に絶対的な至上権を持つ全能の神は、人間をして自分自身の社会的運命に対し主権を持つことを可能ならしめた。何びとといえども、この神の与えた権利を奪うことはできない。

第五十七条 イスラム共和国における三つの主権は、立法権、行政権及び司法権であり、これらはイマムの権限の下におかれれる。これらの三権は互いに独立しており、大統領はこの三つの権力間を連結する。

第五十八条 立法府は、選挙された国民の代表から成り、国会においてその権限を行使する。法律の制定が国会における各段

階を完了すると、次に行政府へ送付され、さらに司法府がその遂行と執行にあたる。

第五九条 立法府は、重要な政治的、経済的、社会的又は文化的な問題について、国民投票、又は総選挙によつて選挙民の意見を求めることを必要と見做すことができる。総選挙を実施するための決定は、国会の成員の三分の二以上の承認を得なければならぬ。

第六〇条 行政府の職務は、大統領、首相及び内閣によつて遂行される。

第六一条 司法府の職務は、裁判所によつて遂行される。裁判所は、イスラム教の諸原理に基づいて組織されなければならない。

第六部 立法府・国会

第六五条 総選挙の完了後、国会は、少なくとも三分の二の代表者の出席のもとに、公式に開催される。法律が承認されるには、三分の二以上の多数の賛成投票を必要とする。

第六六条 国会議長の選出手続き、各種委員会及び小委員会の任命、委員会の任期、その他の内部事項は、議事規則に従つて決定されるものとする。

第六二条 国会は、秘密の直接投票によつて選ばれた国民の代表によつて構成される。選挙人及び候補者資格に関する条件は、法律によつて定められる。

第六三条 国会の存続期間は、四年とする。国会のための選挙は、法定期間の満了以前に実施されなければならず、国は國

会の空白期間を決して作つてはならない。

第六四条 国会における代表者の定数は二七〇名とする。人口の増加にあわせて調整する手段として、各一〇年ごとに、選挙区において各一五万の人口ごとに代表者一名が加えられるものとする。ゾロアスター教徒、ユダヤ教徒及びキリスト教徒は、国会に各一名の代表者を送ることができる。同様にその後一〇年ごとに、人口一五万につき各一名の代表者を加えることが許される。

イラン・イスラム共和国憲法（西）

を慎んで受け、それを保持し、また国会の代議員としての私の義務を遂行するに当たって、敬虔の念と真摯さを維持し、国の独立を護持し、国民の権利を保護するに当たり、誠実かつ忠実でありつづけ、憲法を守り、かつ国の独立と国民の自由を思想、表現及び実践をもつて維持することを、ここに誓います。」

少数宗派の代議員は、自分自身の聖なる教典に基づいて宣誓を行うものとする。

国会の最初の会議に欠席した代議員は、会議に初めて出席する日に宣誓を行うことが要求される。

第六八条 戦時において國の軍事占領が起つた場合には、選挙は一定期間、延期される。但し、大統領により選挙実施の提案がなされ、国会及び憲法擁護評議会の全成員数の四分の三以上によつて承認された場合は、この限りでない。新しい会期が開催されない場合は、旧会期がその任務を以前と同じく続けるものとする。

第六九条 国会の審議は、これを公開しなければならない。

新聞及びマス・メディアを通じて国民に討議の完全な報告がなされなければならない。國家の安全が危機にさらされているよ

うな緊急事態においては、首相、閣僚、又は国會議員一〇名以上の要求によつて、国会の会議を秘密に開催することができる。秘密会議で得られた決定は、それが憲法擁護評議会の面前でなされ、かつ、会議の成員の四分の三以上によつて承認された場合にのみ効力を発し、かつ拘束力を有するものとなる。緊急事態が解除となつた後に、この秘密会でなされた討議の報告が、國民に対しなされるものとする。

第七〇条 大統領、首相及び閣僚は、国会の公開討議に個人又は集団として参加することができる。国会の過半数の成員によつて要求された場合は、これらの者は国会に出席しなければならない。

国会に出席するようとの大統領に対する招請状は、国会の成員の過半数によつて承認されなければならない。

国会の権限

第七一条 国会は、憲法の定める範囲内において国家のために法律を制定する権限を付与される。

第七二条 国会は、憲法又は国教の諸原理及び教義に違反する法律を議決することはできない。第九六条に基づき、この原

理の裁定は、憲法擁護評議会が責任を負うものとする。

第七十三条 通常の法律の解釈は、国会の権限及び管轄内のこととする。但し、この原則は、司法機関による法律の解釈を無効にするものではない。

第七十四条 政府の議案は、閣僚会議で承認を受けた後、細目を審議するため、国会に提出される。一五名の国会議員の支持を得た法律案及び提議は、国会の会期中にこれを審議に付すことができる。

第七十五条 国会議員によつて審議される法律案、提議及び修正案は、国費歳入の減少、又は国費歳出の増大を招く結果になる場合には、歳入の損失の埋め合せの手段と方法が明確に定められている場合にのみ、討議され、審議されることができる。

第七十六条 国会は、国家のすべての問題を検討し、かつ綿密に調査する権利を有する。

第七十七条 すべての国際条約、契約、協約及び協定は、国会により承認されなければならない。

第七十八条 国境地方及び境界線についてのいかなる変更も、これを禁じる。但し、国家の利益に合致し、国土の不可侵性及び独立性を損なわないようなわざかの変更は、この限りでない。

第七十九条 軍事政府の設立は、これを禁じる。戦時又は緊急事態においては、政府は国会の承認のもとに、一時的に一定の制限を設ける権限を有する。但し、その合法的な制限の期間は、三〇日を超えてはならない。制限を維持するために武力を用いる必要があるときは、政府は、この目的のために国会の許諾を求めなければならない。

第八十条 政府による国内又は国際的機関への貸付金の支払いは、国会の承認を得なければならない。

第八一条 外国人に対し、農業、工業及び鉱業の分野において会社を設立する許可を付与することは、絶対に禁じるものとする。

第八十二条 他国籍者の雇用は、その業務が非常に重要である場合を除き、絶対的に禁じる。他国籍者の雇用に当たっては、国会の承認を得なければならない。

第八十三条 国家の財産として欠くことのできない政府の所有物の所有権は、国会の承認を得なければ、何びとも譲渡することはできない。

第八四条 国会議員は、集合的に、また個人的に、国民に責任を負い、各議員は、国内及び国際的事案のすべてに関し、見

解を表明する権利を有する。

第八五条 国会議員は、国会議員たる身分を他人に譲渡することはできない。国会は、他の団体又は個人に、法律を制定する権限を譲渡することはできない。但し、特定の重要な事態においては、第七三条に基づき、ある法律の審議を、国会の委員会の一つに委任することができる。そのような場合には、当該法律の最終決定は、国会に留保されるものとする。

第八六条 国会議員は、職務の遂行に当たって、自己の見解及び思想を表明する完全な自由を有する。いかなる国会議員も、自己の個人的見解を表明したことを理由にして逮捕され、又は譴責されることはない。

第八七条 閣僚会議は、組織され、国会に紹介されたときは、その職務を正式に遂行する前に、国会の信任投票を得なければならぬ。閣僚会議は、重要で論議をよぶ問題を扱う際にも、国会の信任投票を求めることができる。

第八八条 国会議員が、責任ある閣僚に対してその公的責務について質問を有する場合には、当該閣僚は、その特定の質問に回答するために、国会に出席しなければならない。閣僚による答弁の遅滞は、一〇日間を超えてはならない。但し、遅滞による

正当な理由があり、かつその理由が国会の承認を得た場合は例外とする。

第八九条 国会議員は、その必要と見做す一定の問題について、閣僚会議又は閣僚の何びとに對しても、国会において質問することができる。少なくとも一〇名の国会議員が書面によって要求した場合には、国会において閣僚に対し質問することができる。

閣僚は、国会においてその出席を求められてから一〇日以内に国会に出席しなければならない。閣僚は、国会議員の質問に答え、信任投票を得なければならぬ。国会は、当該閣僚が質問に答えるために国会に出席しない場合には、その閣僚に対する不信任投票を議決することができる。国会が閣僚に対し不信任投票を議決した場合には、当該閣僚は、その閣僚会議に閣僚として留まることはできない。

第九〇条 何びとであれ、国会、行政府、又は司法府の職務の遂行方法に苦情又は不満を有する者は、その訴えを書面によって国会へ提出することができる。国会は国民から受け取ったすべての訴えを十分に調査し、国民に対し明確に返答し、説明する義務を負うものとする。

第九一条 国会の決定がイスラム教の教義及び原理を無視しないことを確保するために、以下に規定するところからなる憲法擁護評議会が設置されるものとする。

(1) イスラム法典に完全に精通しており、かつその時代の求めていることを認識している六名。右の者の任命は、最高指導者会議の指導者の責任とする。

(2) 最高司法評議会によって国会へ提出されたイスラム教の法律学者の中から、法の各種分野に精通した六名の者。これらの者の任命は国会によつてなされ、かつ承認されるものとする。

第九二条 国會議員は六年を任期として選出される。但し、最初の期間の三年が過ぎた時、各グループの成員の半数は、新しい成員と交代するものとする。

第九三条 憲法擁護評議会がなければ、国会は、国会としての合法的な効力を有することはない。但し、憲法擁護評議会に属する六名の法律学者の承認と出席が得られる場合は、例外とする。

第九四条 国会を通過したすべての法律は、詳細な検討のために憲法擁護評議会へ送付されるものとする。憲法擁護評議会

は、法律の内容がイスラム教の教義と憲法の原則に違反しないことを保証しなければならない。法律の内容において憲法に違反する部分があれば、国会はその決定の再考が求められる。憲法擁護評議会は、当該法律を検討するため一〇日の猶予期間を有する。

第九五条 憲法擁護評議会は、法律審査のために一〇日間では不十分であると考へる場合には、申請理由を添付のうえ、国会にさらに一〇日間の延長を求めることができる。

第九六条 国会を通過した法律が、イスラム教の教義に合致するか否かの決定は、憲法擁護評議会の宗教法律学者に委ねられる。法律が憲法に合致するか否かの問題については、憲法擁護評議会の成員の過半数決で決定しなければならない。

第九七条 憲法擁護評議会の成員は、自由に国会の会議に出席し、各種政府案について議員の討議を聴聞することができます。但し、国会により緊急議案が討議される場合は、憲法擁護評議会の成員は、会議に出席し、この問題についてその見解を表明しなければならない。

第九八条 憲法の解釈は、憲法擁護評議会の責務とし、その成員の四分の三以上の多数による決定に基づいてなされる。

第九九条 憲法擁護評議会は、大統領、国会の選挙、一般選挙及び国民投票を監督する責任を負う。

第七部 評議会

第一〇〇条 社会、経済、開発、健康、文化及び教育計画を迅速かつ効果的に遂行するために、国民の協力に基礎を置いて、あらゆる地方の村落、郡、市及び省における地域的事項の処理は、当該地方の住民によって選出された成員からなる評議会の監督の下におかれるものとする。

選挙民及び候補者の資格に関する条件、並びにイラン・イスラム共和国の国家的団結と領土保全の原理に基づく選挙民及び候補者の義務と責任は、法律でこれを定める。

第一〇一条 地方の福祉及び開発計画に特別の偏りや偏見が生ずるのを防ぎ、かつそれらの調整を監督するために、地方上級評議会が設置される。その成員は、各種地方評議会の成員からなるものとする。

第一〇二条 地方上級評議会は、その義務と責任の範囲内において、計画案を直接に、又は政府を通じて国会へ提出することができる。これらの計画案及び提議は、国会において審議さ

れなければならない。

第一〇三条 政府によって任命される長官、県知事、市長、その他の地方官吏は、地方評議会の決定に従う義務を有するものとする。

第一〇四条 工業及び農工業部門における発展のための計画の準備と調整において、イスラム的正義を確保するために、労働者と農民の代表からなる評議会が設置されるものとする。この評議会の義務と責任は、法律でこれを定める。

第一〇五条 各種評議会の決定は、イスラム教の原理に違反するものであってはならない。

第一〇六条 評議会の解散は、その法律上の職務から逸脱していることが立証される場合を除き、禁じられる。その職務から逸脱している場合における評議会の解散方法は、法律でこれを定める。評議会がその解散に対し何らかの異議を有する場合には、当該問題を裁判所へ訴える権利を有し、裁判所は、この点に関して評議会の要求に優先権を与えなければならない。

第八部 最高指導者又は最高指導者評議会

第一〇七条 本憲法第五条で規定し、かつアヤトラ・イマ

ム・ホメイニ師の例が示すように、資質のある宗教的指導者が国民の多数によつて承認された場合は、その者は国家の最高指導者として、国家のすべての義務と責任を一身に引き受けるものとする。上記のような最高指導者がいない場合には、国民によつて選ばれた専門家が国の指導者として候補にのぼつてゐる数人の者の能力について討議し、審査したうえで、そのうちの一名を最高指導者に選出するものとする。国民には右の者の最高指導者としての地位を承認することが求められる。

専門家が最高指導者を決定することができなかつた場合には、最高指導者評議会を組織するための三名ないしは五名を選ぶものとする。

第一〇八条 専門家の員数及び資格並びにその選出に関する

法律は、最初の憲法擁護評議会の宗教法律学者の過半数決によつて作成、承認され、かつ革命の最高指導者によつて承認されるものとする。以後、本法律のいかなる変更も、専門家會議によつてのみこれを行うことができるものとする。

第一〇九条 最高指導者、又は最高指導者評議会の成員の資格及び特質は、以下の通りとする。

(1) 学問的資質と宗教的敬虔を有すること。

イラン・イスラム共和国憲法（西）

(2) 国家の運営と指導を一身に引き受ける勇気と威厳と同時に、社会的、政治的理解力を備えていること。

第一一〇条 最高指導者の義務と責任は、以下の通りとする。

る。

(1) 憲法擁護評議会のために宗教法律学者を選出する。

(2) 国内の最高司法権者を任命する。

(3) 軍の最高司令官として、

(a) 統合参謀本部議長の任命及び解任。

(b) イラン・イスラム革命軍の司令官の任命及び解任。

(c) 左記の七名の成員からなる最高国防會議の設立、

① 大統領

② 首相

③ 国防相

④ 統合参謀本部議長

⑤ 革命軍の司令官

⑥ 最高指導者によつて任命される二名の顧問官。

(d) 最高国防會議の推薦に基づき、陸軍、海軍、空軍の最

高司令官の任命。

(e) 最高国防會議の勧告のもとに宣戦及び講和の布告、並

びに国軍の動員。

(4) 国民による大統領選挙後、大統領任命書に承認印を押す。大統領候補者の資格と能力は、選挙前には憲法擁護評議会により、またその任期の初まりには最高指導者によって確認されるものとする。

(5) 国家利益を顧慮した結果として大統領を解任する。ただし、この解任は、最高裁判所がその決定を承認し、又は国会が、大統領の不承認を表明した後に行うものとする。

(6) イスラム教の原理の枠内と最高裁判所の勧告に基づいて、囚人に恩赦を与える、又は刑期を減ずる。

第一一一条 責務を遂行することが不可能になり、又は第一〇九条に規定された資格に欠ける最高指導者又は最高指導者評議会の成員は、解任されるものとする。そのような措置の決定は、専門家会議の責任のもとになされる。

最高指導者又は最高指導者評議会の成員の解任のための手続きは、専門家会議の最初の会議においてこれを設定するものとする。

第一一二条 最高指導者又は最高指導者評議会の成員は、法律の眼前においては、他のすべての社会の成員と同等とする。

第九部 行政府・大統領

第一一三条 国家最高指導者に次ぎ、国家の最高公権力者である大統領は、行政府の首長として、憲法の諸原則を遂行し、軍隊の三部門の間の関係を決定する義務を有する。大統領は、最高指導者に直接的に関連しない問題に対する責任を有する。大統領は、国民の直接投票によって選出され、その任期は四年とする。その再選は、引き続き四年を任期として一回を超えてはならない。

第一一四条 大統領は、大統領は、国内の宗教的、政治的指導者であつて、以下の資格を有しなければならない。

イラン国籍を有する真正のイラン人であり、進取の気象に富み、すぐれた経歴の持主で、敬虔深く正直であり、かつイスラム革命の原理とイランの国教に誠実であること。

第一一六条 大統領候補者は、選挙が始まる前に、選挙に参加する意思のあることを公に声明しなければならない。選挙手続きは、国の法律により決定される。

第一一七条 大統領は、選挙における投票の絶対多数に基づき選出される。いずれの候補者も絶対多数を得ることができない

かつた場合には、第二次選挙が、その翌週の第一金曜日に行われる。第二次選挙においては、第一次選挙の上位得票者二名のみが参加を許される。但し、候補者が第二次選挙に参加しないことを望むときは、その地位は、第一次選挙でその次に多くの票を得た次点の候補者に与えられる。

第一一八条 大統領選挙の監督は、第九九条の規定により、憲法擁護評議会の義務である。但し、憲法擁護評議会の第一回会議が開かれるに先立ち、その責任は国の法律によって任命される監督評議会に委ねるものとする。

第一一九条 新大統領の選出は、現職大統領の任期が満了する少なくとも一ヵ月前に行われるものとする。現大統領は、新大統領が宣誓するまで、大統領としての任務を遂行するものとする。

第一二〇条 大統領候補者が、選挙が行われる日の一〇日以

前に死亡した場合には、選挙は二週間延期される。この原則は、第一次選挙で最高の票を獲得した二名の候補者のうちいずれかが死亡した場合にも等しく適用されるものとする。

第一二一条 大統領は、最高裁判所長官及び憲法擁護評議会の成員の出席のもとに開かれる国会の特別会期において、就任

のため以下の宣誓を行う。

「慈悲深く、恵み深き御名において、私は、共和国大統領として、神聖なコーランとイラン国民の面前で、国教、イスラム共和国及び国家の憲法を擁護し、自己の任務を遂行するに当たり、能力のあたうかぎり、全智全能を尽し、国民と祖国へ奉仕するために一身を捧げ、宗教と道徳心を高め、正義と公平を擁護し、我意を通してことを慎しみ、憲法の認めるすべての個人の自由と尊厳を守ることを全能なる神の御名にかけて誓います。国境地方と祖国の政治的、経済的及び文化的な独立を守護するに当たって、私は、必要なあらゆる手段をとることをためらいません。神の祝福を受け、イスラムの予言者の模範に従い、私は、国家が私の手に委ねた権限と信頼を維持し、私の後に国民の選択を受ける者の手に譲り伝えます。」

第一二二条 大統領は、大統領職の義務と責任の範囲内において、国家に対し責任を負う。これらの責任と義務からいかなる逸脱も、国家の法律に基づき処分されるものとする。

第一二三条 大統領は、国会を正式に通過したすべての法律に署名する義務、並びにその執行のために適当な機関の処置に

付す義務を有しない。

第一二四条 大統領は、自らの選択によつて首相の任務を行使する者を選び、その選任が国会による承認を受けた後、新首相の任命書に公式に署名するものとする。

第一二五条 イラン政府と他国政府との間の協定、条約及び協約並びにすべての国際契約の署名は、国会の承認を得た後に、大統領又はその法定代理人の責任において行うものとする。

第一二六条 政府提出の法律案及び規則は、閣僚会議の承認を得た後、大統領の閲覧に付されなければならない。大統領が、これらの規定が国の法律に違反すると考へる場合には、それらを受理できない理由を添え、閣僚会議へ再考のため返付するものとする。

第一二七条 大統領が閣僚会議を招集する必要があると考へるときには、会議は大統領の主宰の下に招集される。

第一二八条 大統領はイランの大使の信任状に署名し、イランへの他国からの大使の信任状を受領する義務を有する。

第一二九条 政府の名誉章、勳章の授与は、大統領の責任においてこれを行う。

第一三〇条 疾患、又はその他の原因によつて大統領が欠けた場合には、大統領の任務を遂行するために、首相、国会の領袖及び最高裁判所長官から成る臨時大統領評議会が設置されるものとする。大統領の不在が二ヵ月を超える、又は大統領が解任された場合は、大統領の任務は、臨時大統領評議会によつて遂行される。

第一三一条 大統領の死亡、解任、又は二ヵ月以上にわたる疾病の場合には、臨時大統領評議会は、五〇日以内に新大統領選出のための準備をととのえる義務を有する。新大統領が選出されるまで、臨時大統領評議会は、大統領の任務を遂行するものとする。

第一三二条 大統領の任務と義務が臨時大統領評議会により遂行されている間は、政府に対する不信任投票は、これを議決することはできない。また憲法の諸原則の再検討も行われないものとする。

首相及び閣僚

第一三三条 閣僚は首相により任命され、大統領の承認を受けるものとする。首相及び閣僚は、国会の信任投票を得なければ

ればならない。

閣僚の員数及びその任務並びに責任は、法律でこれを定める。

第一三四条 首相は、閣僚会議の首長として、閣僚の決定の監督と調整を行い、閣僚と協力して政府の政策を決定するものとする。首相は、閣僚会議の決定につき国会に対して責任を負うものとする。

第一三五条 首相は、国会の信任を受けている限り、その職に留まるものとする。内閣の辞職は、大統領に提出されなければならない。

新たな内閣が成立するまで、首相は、その通常の職務を引き続き遂行するものとする。

第一三六条 首相による閣僚の解任は、大統領により承認され、新たな後任者は、国会の信任投票を得なければならない。

閣僚の半数が首相によつて交替させられた場合は、内閣は、これについて国会の信任投票を得なければならない。

第一三七条 各閣僚は、自己の行動については個別的に、内閣の行動については連帶して国会に対し、責任を負うものとする。

第一三八条 法律の準備とは別に、閣僚会議は、政府の省及び組織を管理するために規則及び準則を制定することができます。各閣僚は、閣僚の責任の範囲内において、規則及び準則を発することができる。但し、当該準則は、国の法律に違反してはならない。

第一三九条 公共財産に関する紛争の解決は、閣僚会議の承認によるものとし、国会の閲覧に供されるものとする。紛争当事者の一方が外国人であつたり、又は当該紛争に重要な問題が含まれている場合には、国会は優先的に承認を与えるなければならない。ここでいう重要な問題の内容は、法律で定めるものとする。

第一四〇条 大統領、首相及び閣僚に対する通常犯罪に関する告発の調査は、国会にあらかじめ知らせた上、公開法廷で行われるものとする。

第一四一条 大統領、首相、閣僚及び公務員は、一つを超えて公職に就くことはできない。またこれらの者はすべて他の公企業、公組織の理事会に属してはならない。但し、各々の属する政府機関との協同企業の場合は別とする。大学及び研究機関における教育職は、この条件から除かれるものとする。

首相は、必要な場合でかつ一時的なものである限り、若干の政府部門の長を引受けることができる。

第一四二条 最高指導者、最高指導者評議会の成員、大統領、首相、閣僚及びこれらの妻並びに家族の財産は、公務に就く前後に、なんら非合法的な財政取引きが含まれていないことを確認するため、調査をうけるものとする。

軍隊及び革命軍

第一四三条 イラン・イスラム共和国軍隊は、独立、領土保全及びイランのイスラム共和体制を防衛する責任を負うものとする。

第一四四条 イラン・イスラム共和国軍隊は、イスラムの軍隊であつて、かつ国民の軍隊である。イラン・イスラム共和国軍隊は、イスラム革命の目的に忠実で、かつそのために犠牲をはらう覚悟のある有能な者を兵籍に入れなければならない。

第一四五条 他国籍者は、イラン軍隊の兵籍に入り、又は警察、憲兵隊のごとき法律執行機関のいずれにも加入することはできない。

第一四六条 外国によるイラン国内における軍事基地の設置

は、たとえ平和的目的によるものであつても、これを禁止する。

第一四七条 政府は、平和時にあつては、イスラム的正義の原理に鑑み、軍事要員及び軍事施設を促進し、もつて建設のための聖戦の教育、工業、建設活動に参加させるものとする。当該参加は、いかなる方法においても、軍隊の戦闘態勢に不利な影響を与えるものであつてはならない。

第一四八条 兵士を個人用運転手、下男として使用することは、人、装備及びその他の施設を私的目的に利用することは、禁止する。

第一四九条 軍人の昇進及び解任は、国の法律に基づいて行うものとする。

第一五〇条 革命勝利の初期の段階に形成されたイスラム革命軍は、イスラム革命の防衛者としての役割をそのまま維持するものとする。革命軍の義務と責任は、軍隊と革命防衛隊の協力と協調に基づき、法律によつて定められるものとする。

第一五一一条 政府は、コーランの教義に基づき、すべての人々が、祖国とイスラム共和国を防衛することができるよう、社会の全員に軍事訓練を施すために必要な設備を用意する義務

を負う。

但し、個人による銃火器の所有は、当局から必要な認可を得なければならない。

第一〇部 対外政策

第一五二条 イラン・イスラム共和国の对外政策は、完全な独立、祖国の領土保全、すべてのイスラム教徒の権利の防護、覇権主義的、侵略的勢力との非同盟、非破壊的勢力との平和的関係、形態のいかんを問わず一国による他国への侵略と支配を拒否することにその基礎を置くものとする。

第一五三条 国内の経済、文化、軍事その他の資源に対する外国の支配を惹起する条約又は協定の署名は、これを禁止する。

第一五四条 イラン・イスラム共和国は、国家における人間の幸福をその目標とし、独立、自由及び正義をすべての人間の権利として承認する。イスラム共和国は、内政不干渉の立場に立つて、世界の被抑圧人民の抑圧者に対する闘争を支援する。

第一五五条 イラン・イスラム共和国政府は、イランに亡命を求める者に対し政治的庇護を与えることができる。但し、自

国の反逆者たる個人の場合は、この限りではない。

第一部 司法府

第一五六条 司法府は、独立の権力機関であつて、国民の個人的、社会的権利を擁護し、社会正義実現のため、次の職務を行ふ。

- (1) 告訴、訴訟の取調べ及び法的紛争状態の解決
- (2) 国民の権利及び自由の保護並びに社会における正義の確保
- (3) 法律の実施に対する監督

- (4) 犯罪者の法的追及及びイスラム的正義の賦課
- (5) 犯罪の防止及び犯罪者を匡正するための適正な措置。

第一五七条 司法府の職務を遂行するために最高司法評議会

が設置され、同評議会は、次の職務を有する。

- (1) 第一五六条の規定を実施するために必要な施設の設立
- (2) イスラム共和国の諸原則に合致する規則及び法案の作成
- (3) 有能な判事を採用し、司法体制の各種地位への配属。

第一五八条 最高司法評議会は、次の五名の成員でこれを組織する。

- (1) 最高裁判所長官
(2) 檢事総長
(3) 地方判事により選挙される三名の有能な判事。

この評議会の成員は、法律に基づき五年を任期として選任され、再選を妨げない。

第一五九条 法務省は、第一審における告訴を調査する公式的機関である。裁判所の設置に関する手続きは、法律でこれを定める。

第一六〇条 法務大臣は、司法府、行政府及び立法府の間を連結する紛である。法務大臣は、最高司法評議会により首相に提議された者のなかから選任される。

第一六一条 法律の執行に対する適正な監督を行うために、最高司法評議会の定める基準に基づき、最高裁判所を設置する。

第一六二条 最高裁判所長官及び検事総長は、最高裁判所判事との協議において国家の最高指導者により五年を任期として任命され、国家の法制度に精通していなければならない。
第一六三条 イスラム法と合致する判事の資質及び資格は、法律でこれを定める。

第一六四条 判事は、最高司法評議会の承認に基づき、かつ共同社会の利益に鑑み開かれる公正な裁判所において有罪が立証されない限り、解任されることはない。

第一六五条 すべて裁判は、公開とする。但し、裁判所が裁判の公開を公共の利益に反すると判断し、又は両当事者が裁判を秘密で行うことを要求した場合は、この限りではない。

第一六六条 裁判所のすべての決定及び判決は、裁判法に基づいてなされなければならない。

第一六七条 判事は、争訟の解決に努力するに当たり、その決定の根拠を先例又はイスラムの根源に置く義務を有する。

第一六八条 政治犯罪及び出版犯罪の取り調べは、判事及び陪審員の列席のもとに公開の法廷で行わなければならない。陪審員の資格及び任務に関する手続き、並びに政治犯罪の定義は、イスラム教の原理に基づき、法律でこれを定める。

第一六九条 ある行為に関する法律が施行される前に犯された行為は、これを犯罪行為と見做すことができない。

第一七〇条 判事は、イスラムの教義と原理に反する法律を施行し、擁護することを控える義務を負い、何よりも、当該法律を差し止めよう司法機関に訴える権利を有する。

第一七一条 何びとかが判事により下された誤った判決の結果として、財政上又は精神上の損害を受けた場合には、判事はその被害者に対し個人的に損害を賠償する責任を負う。もし判事が責任を遂行しないときは、国が被害を受けた当事者に損害を賠償する責任を負う。

第一七二条 軍人及び革命軍の犯罪を取り調べるために、軍事裁判所が設置される。但し、軍人のなした非軍事的犯罪は、一般の法廷で審理される。軍事裁判所は、国の司法制度の不可分の一部である。

第一七三条 政府官庁及び公務員に対する国民の争訟を調査するために、最高司法評議会の監督の下に、行政司法裁判所が設置される。行政司法裁判所の権限は、法律でこれを定める。

第一七四条 政府行政機関における法律の適正な実施を確保するために、全国監察庁が設置される。その権限、義務及び責任は、法律でこれを定める。

第一二部 マス・メディア

第一七五条 ラジオ及びテレビにおける報道の自由は、イスラムの諸原理に基づき、これを保障する。メディアの運営は、

司法府、立法府及び行政府（最高司法評議会）の共同の権限の下でこれをを行う。当該運営の詳細は、法律でこれを定める。

* 右の憲法は、Final Constitution, Part I~II. The Teheran Times, 1979, Nov.18~28 を訳出したものである。